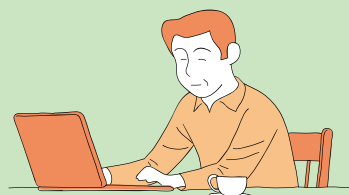


国などが行っている支援制度



次世代住宅ポイント制度

消費税率10%が適用される一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度



● 問い合わせ先 ●

次世代住宅ポイント事務局
TEL:0570-001-339
042-303-1553

● ホームページ ●

<https://www.jisedai-points.jp/>

すまい給付金

消費税率引上げによる住宅取得者の負担を軽減するための制度



● 問い合わせ先 ●

すまい給付金事務局
TEL:0570-064-186
045-330-1904

● ホームページ ●

<http://sumai-kyufu.jp/>

住宅に係る減税制度

住宅取得のほか、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等の工事を行う際の所得税の控除や、固定資産税の減額など



住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】
- ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】
- ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
 - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
 - ・耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
 - ・同居対応改修に関する特例措置【所得税】
- ※そのほか住宅の譲渡に利用可能な税制特例もあります

● 問い合わせ先 ●

【国税（所得税など）】お住まいを管轄する税務署
【道税（不動産取得税）】道税事務所
【市税（個人住民税、固定資産税）】お住まいを管轄する市税事務所

● ホームページ ●

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

その他の補助制度など

このほかにも、2019年度に国などで計画している事業があります。ホームページなどでご確認ください。

事業名	概要
地域型住宅グリーン化事業	国土交通省に採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、グループ毎に定められた共通ルールに基づく木造住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業	年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した住宅（ZEH）を新築・購入、又はZEHへ改築する場合の費用の一部を補助
燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金	燃料電池システムの設置を行う者に対して補助
長期優良住宅化リフォーム推進事業	主に長期優良住宅（増改築）認定を取得するための性能向上リフォームや三世同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォーム、インスペクション、適切なメンテナンス等による既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、事業の実施に要する費用の一部を補助
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	高性能建材等の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助
次世代省エネ建材支援事業	高性能建材・潜熱蓄熱建材・調湿建材の導入を行う者に対して、その経費の一部を補助

2019年5月現在

※各制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。